

# 豊明市分別収集計画

(第10期 令和4年6月策定)  
(令和6年3月変更)

## 1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本市の廃棄物処理については、2市2町（大府市・豊明市・東浦町・阿久比町）で構成する東部知多衛生組合の一般廃棄物処理施設で処理を行っている。構成市町においてごみの減量化に取り組んでおり、本市も平成31年3月に「豊明市家庭系ごみ減量化実施計画」を策定したところである。

本計画は、このような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

## 2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ① 容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり。
- ② リデュース・リユース・リサイクルの推進。
- ③ すべての関係者が一体となった取組による環境負荷の低減。
- ④ リサイクル活動及び環境教育の推進。

## 3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直す。

#### 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

#### 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

(単位：t)

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	2,486	2,519	2,551	2,544	2,536

#### 6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、市民・事業者・再生事業者等がそれぞれの立場から、役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

- ・ レジ袋削減、簡易包装の推進、再生品や詰め替え商品の販売促進、容器包装店頭回収、マイバックの推進を小売店等へ協力依頼をする。
- ・ 事業系ごみとして処分されている資源が適正にリサイクルできるよう、事業者へ排出方法の指導、説明、リサイクル業者の紹介を行う。
- ・ 住民の資源分別を奨励し、支援するため地域の町内会及び子ども会等に資源回収奨励金を交付する。
- ・ 各地域単位でごみの減量やリサイクル、環境美化等に対して、積極的に取り組んでもらうことを目的に、資源に関する説明会を行う。
- ・ とよあけクリーン月間を実施し、市民のごみ減量及び環境美化意識の啓発・向上を図り、住民との直接対話による相互理解を深め、各地域に見合ったきめ細かな対応を行う。
- ・ 市民の環境行政に対する理解を深めるため、ごみの分別方法を示した「ごみの分け方・出し方」のパンフレットを作成配布し、リサイクル製品による啓発や、広報・ホームページでもごみの分別に関する情報を掲載するなどさまざまなメディアを用いて、リサイクル意識の向上を図る。
- ・ 小中学校、高校へ出前講座等を行なうことで身近な「ごみ」をきっかけに環境問題に関心を持ってもらい、循環型社会の形成の推進を図る。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表のように定める。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	スチール類、アルミ類
主として ガラス製の容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	有料ビン、その他のビン
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	牛乳パック
主として段ボール製の容器	ダンボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び  
 容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込  
 み (法第8条第2項第4号)

単位：t

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主としてスチール製の容器	61		62		63		63		63	
主としてアルミ製の容器	66		67		68		68		67	
無色のガラス製容器	合計 163		合計 165		合計 167		合計 167		合計 166	
	引渡	独自 163	引渡	独自 165	引渡	独自 167	引渡	独自 167	引渡	独自 166
茶色のガラス製容器	合計 98		合計 99		合計 100		合計 100		合計 100	
	引渡	独自 98	引渡	独自 99	引渡	独自 100	引渡	独自 100	引渡	独自 100
その他のガラス製容器	合計 65		合計 66		合計 67		合計 67		合計 66	
	引渡	独自	引渡	独自	引渡	独自	引渡	独自	引渡	独自
主として紙製容器包装であって飲料を充てんするためのもの(原料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	12		12		13		13		13	
主として段ボール製の容器	355		360		365		364		363	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	合計 126		合計 127		合計 130		合計 130		合計 128	
	引渡	独自	引渡	独自	引渡	独自	引渡	独自	引渡	独自
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	合計 129		合計 124		合計 126		合計 128		合計 126	
	引渡	独自	引渡	独自	引渡	独自	引渡	独自	引渡	独自
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	合計 721		合計 730		合計 740		合計 738		合計 736	
	引渡	独自	引渡	独自	引渡	独自	引渡	独自	引渡	独自

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

※人口変動率は、第5次豊明市総合計画における将来人口の推移を勘案し、次のとおり設定した。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
69,225人 (対前年度比) 101.30%	70,125人 (対前年度比) 101.30%	71,037人 (対前年度比) 101.30%	70,824人 (対前年度比) 99.70%	70,611人 (対前年度比) 99.70%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。なお、現在、子ども会等の集団回収が進んでいる紙類・布類については、引き続き、これらの団体が分別収集を実施できるものとする。

分別収集実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	スチール類	委託業者  等による 指定日回 収	委託業者
	アルミ製容器	アルミ類		
ガラス	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	有料ビン (リターナブルビン)  その他のビン		
	紙類	飲料用紙製容器		
段ボール		ダンボール		
その他紙製容器包装		紙製容器包装		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル		
	その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装		

その他の資源物

紙類	新聞	委託業者による指定日回収	委託業者
	雑誌・雑紙		
布類	衣類・布類		

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

現在、分別収集した資源物は収集業者の民間保管施設でリサイクルルートに乗せており、また一般ごみに混入した資源物は、東部知多クリーンセンター（2市2町で構成の一部事務組合）で選別を行いリサイクルしている。

分別収集の用に供する施設計画

分別収集する廃棄物の種類	分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	スチール類	プラスチックコンテナ	平ボディ車	民間ストックヤード
アルミ製容器	アルミ類	プラスチックコンテナ及びPP袋	平ボディ車	
無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	有料ビン (リターナブルビン)	プラスチックコンテナ	平ボディ車	民間ストックヤード
	その他のビン			
飲料用紙製容器	牛乳パック	しばって排出	平ボディ車	民間ストックヤード
段ボール	ダンボール	しばって排出	パッカー車、平ボディ車	民間ストックヤード
その他紙製容器包装	紙製容器包装	しばって排出	平ボディ車	民間ストックヤード
ペットボトル	ペットボトル	プラスチックコンテナ及びPP袋	平ボディ車	民間ストックヤード
その他プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	市指定袋	パッカー車	民間ストックヤード

## その他の資源物

新 雑	聞 誌	新 雑 誌・雑 紙	しばって排出	平ボディ車	民間スト ックヤード
布	類	衣 類・布 類	透明袋	平ボディ車	民間スト ックヤード

## 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

### (1) 分別収集の推進を図るうえで必要と考えられる事項

自主的な地域リサイクル活動を推進していくため、資源の分別方法、回収方法等について周知徹底を図るため、区・町内会・子ども会等を対象に資源説明会を開催し、分別収集への協力を求める。

### (2) 分別収集、集団回収を促進するために必要と考えられる事項

資源の回収を促進するため、回収量に応じて各団体に対して奨励金を交付する。また、生活様式の多様化により、集団回収には対応できない市民のために資源の拠点回収をする。